

プロフィール

- 脊髄性筋萎縮症(SMA)の子どもを持つ父親。
- 認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク常務理事。
- 得意と思われる分野／領域:障害児福祉 障害児教育 難病対策 行政法学 温泉めぐり 共同浴場 B級グルメ 大衆酒場 呑み歩き うまいもん好き Linux Mint。社会福祉士、登録していませんが行政書士 海事代理士 通関士となる資格も。趣味は「芋づる式読書」。
- 入間市障害者福祉審議会会長、入間市障害者自立支援協議会委員ほか

障害者差別解消法を知ろう

難病のこども支援全国ネットワーク
福島 慎吾

きょうのお話

- 障害者権利条約
- 障害者基本法
- 障害者差別解消法
- 合理的な配慮って
- 学校教育分野における差別解消に向けて

主要な国際人権条約

- 国際人権規約(社会権規約、自由権規約)
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 児童の権利に関する条約
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
- 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
- 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
- 障害者の権利に関する条約

国連における取り組み

- 1975年 障害者の権利宣言
- 1981年 国際障害者年
- 1982年 障害者に関する世界行動計画
- 1983～1992年 国連障害者の十年
- 1993年 障害者の機会均等に関する標準規則

障害者権利条約

- 正式名称は、障害者の権利に関する条約。(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)
- 障害者権利条約は、障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約。

障害者権利条約

- 障害者が人権侵害に直面している状況を改善すべく、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになる状況のもと、2001年12月、第56回国連総会において、障害者の権利および尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置され、計8回の会合を経て、2006年12月、第61回国際連合総会において本条約が採択されました。

障害者権利条約

Nothing about us without us.

障害者権利条約と国内法整備

- 2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
- 2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
- 2008年 5月 条約が発効しました。
- 2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
- 2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

障害者権利条約

- これらの法整備をうけて、国会において議論され、
- 2013年11月 衆議院本会議、
 - 2013年12月 参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。
 - 2014年1月 障害者権利条約を締結、
 - 2014年2月 条約は我が国について効力を発生しました。

障害者権利条約

- 障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。
- たとえば、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定*を含む。）を禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進。条約の実施を監視する枠組みを設置、など。
- * 過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等を行わないことを指します。

Americans with Disabilities Act

- ADA: Americans with Disabilities Act（障害のあるアメリカ人法）
- 雇用、公的サービス、民間事業体の運営する公共的施設およびサービス、電気通信など、障害による差別を禁止する適用範囲の広い公民権法のひとつとして1990年に制定。

Americans with Disabilities Act

- 従業員15人以上の事業体は採用・解雇・報酬・昇進・その他の雇用条件に関して障害者を差別してはならない。
- バス・鉄道など事業体が運行する車両は車いす使用者を含む障害者が容易に利用できなければならない。
- 不特定多数の人が利用する施設経営者はその設備・サービスにおいて障害者を差別してはならない。
- 通信事業者は文字式電話を使う聴覚・言語障害者と一般の電話利用者との双方向通信を保障しなければならない。
- これらに違反した場合の罰則規定を設け、拘束している。

地方自治体の差別禁止条例

- 千葉県 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(2007年07月01日施行)
- このほか、北海道、岩手県、さいたま市、八王子市、熊本県、長崎県、別府市、鹿児島県、沖縄県、茨城県、愛知県、奈良県、京都府、富山県、徳島県、新潟市で「差別禁止条例」が制定されています。

障害者基本法

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。(第1条関係)
- 2011年7月29日成立、8月5日公布されました。

障害者基本法

差別の禁止(第4条関係)

- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

障害者基本法

教育(第16条関係)

- 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

障害者差別解消法

- 正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

障害者差別解消法

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別とは？

- 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。（不当な差別的取扱い）
- 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。（合理的配慮の不提供）

障害者差別解消法

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 [※] <small>※民間事業者には、個人事業主、NPO等の非営利事業体も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法

基本方針と対応要領・対応指針

- 基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。
- 「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

障害者差別解消法

相談や紛争解決の仕組みについて

- 障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法

障害者差別解消支援地域協議会について

- 障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。
- 協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

障害者差別解消法

雇用における障害のある方に対する差別について

- 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

合理的な配慮って

- 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する。
- 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う。

合理的な配慮って

- 段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）。
- 高いところにある資料を取って渡す、資料を押さえて見やすいように補助する
- 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。

合理的な配慮って

- 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す。
- 駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障害者用とする）。
- 障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う（飛行機）。

合理的な配慮って

- エレベータがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする。
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。

障害者差別解消法を知ろう

ご清聴ありがとうございました。